

## 号外ニュース

### 9/19 客席収容率 50%の制限緩和に向けて現状のポイント (2020.09.18 現在)

緊急事態舞台芸術ネットワーク

9/11「制限緩和」に関する政府発表を受けて本日、業種別ガイドライン「舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を更新します。9/19以降50%を超えて収容人数を増やすにあたっては、各施設が公益社団法人全国公立文化施設協会「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を、各主催団体は緊急事態舞台芸術ネットワーク「舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を遵守することが条件になります。

#### <更新に関する重要な更新ポイント>

##### ① 【収容率 50%制限は 9 月 19 日から撤廃】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室が定めていた客席収容率 50%の制限は 9/19 に撤廃されます。

##### ② 【舞台から客席最前列まで 2 メートルの確保】

収容率 50%制限は撤廃されますが、舞台から客席最前列までの距離を 2 メートル確保することが新しいガイドラインには記載されます。政府からの要請により、感染状況が完全に収束していないことも踏まえ、50%制限の撤廃および表現上の事由から出演者には制約をかけない代わりに、この 2 メートルの確保だけはしなければなりません。50%制限の撤廃といっても、最前列の販売については「舞台上から 2 メートル確保」にご留意のうえご準備をお願いします。ただし小劇場空間で舞台上から 2 メートルの確保ができない場合は、舞台と最前列の間に透明ビニールシートを張るなど、感染距離対策と同等の処置を講じてください。

##### ③ 【今回の制限緩和が 9 月 19 日～11 月 30 日までの期限付きになっている理由】

文化庁に確認のうえ、公文協とも下記のような理由であることを共有しました。この期限は、今回の制限緩和でまだ解除されていない、スポーツやライブなどの大規模イベントの収容人員「50%」に関して、12 月以降のさらなる緩和の可能性を示

唆するものです。したがって、今回の緩和措置は12月以降も継続される予定です。ただし、感染が拡大した場合はこの期限に関係なく、その時点で再び制限される場合がありますので、12月以降に行われる公演のチケット販売は上記に基づき各主催者の判断で行ってください。

④ **【公演開催地の自治体の発表を確認してください。東京都は政府の緩和案に準じると18日16時からの定例会見で小池都知事が発表しました。】**

50%制限緩和の実行に関しては最終的には自治体の判断が影響します。現状では各自治体が政府と別の判断をする可能性は低いですが、公演地それぞれの自治体発表にはご注意ください。東京都からは「国の方針と同様の取扱いとする」旨の通知が18日16時に出しております。

▼東京都「令和2年9月19日以降におけるイベントの開催制限等について」

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1009757/1009761.html>

⑤ **【全国的な移動を伴うイベント、大規模イベントの事前相談の対象は？】**

「全国的な移動を伴うイベント、大規模イベントの事前相談」について、全国的な移動がどの程度を指すのか、大規模イベントに劇場公演が含まれるのか、現在ネットワークで確認を進めております。各自治体によって判断が変わるところもありますので、各公演地の自治体の情報もご確認ください。

繰り返しになりますが、公演や事業にあたっては、公益社団法人全国公立文化施設協会「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」、緊急事態舞台芸術ネットワーク「舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を遵守してください。（ガイドラインに沿わない活動であった場合、国や各自治体からの支援策、助成金などが受けられなくなる場合があります。）

舞台芸術は社会と共にあります故、その時点での各地の感染状況に影響されます。劇場が安心安全に再開されるため、引き続きみなさまのご協力よろしくお願い申し上げます。